新宮市住宅リフォーム助成事業　対象工事区分

（令和８年４月16日現在）

	工事内容	可否	備考
対象	同一棟の住宅の増築	○	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要。
	部屋の新設、間仕切りの変更	○	
	屋根の葺き替え、塗装、防水	○	
	外壁の張り替え、塗装、防水	○	
	壁紙や床の張り替え等の内装工事	○	床暖房工事も対象。
	室内の建具、造り付け収納家具の取り替え、新設	○	
	外壁、屋根、天井、床、壁の断熱化工事	○	
	天井、壁、サッシ等の防音工事	○	
	雨どい等の取り替え、修理	○	
	襖、障子の張り替え、畳の表替え、裏返し	○	
	オール電化住宅工事	○	
	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○	
	システムキッチンの設置	○	
	開口部の取り替え、新設	○	工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯ファイルの取り替え、新設も対象。工事を伴わない場合は不可。
条件付きの対象	住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	△	バルコニー、ベランダは対象。テラスは屋根のあるものは対象となるが、車庫、物置として利用する場合は不可。
	給排水衛生、給湯、換気、電気、ガスの設備工事	△	内装や配線、配管工事を伴うものは対象。機器本体のみの取り替え、部品交換は不可。
	耐震補強、改修工事	△	国、県、市の他の補助制度の対象とならない工事部分は対象。
	バリアフリー改修（手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	△	国、県、市の他の補助（給付）制度の対象とならない工事部分は対象。
	カーテン・ブラインドの取り付け、取り替え（レールの取り付け含む）	△	内装工事を伴うものは対象。
	住宅の解体工事	△	増築、改築を伴うものは対象。
	電気電化製品の購入、設置	△	配線工事を含む場合も不可。ただし、空調設備については配管工事等を伴う場合のみ可。
	エコキュート	△	増築、改築、改装を伴うものは対象。エコキュートのみの取替え（付随工事含む）は不可。
対象外	車庫、物置、倉庫等の工事	×	
	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外溝工事	×	
	下水道、合併処理浄化槽の工事	×	
	雨水浸透升の設置工事	×	
	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	×	
	防犯用ライト、カメラの取り付け工事	×	
	造園工事、植木剪定	×	
	電話やインターネット等の配線工事	×	
	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	×	
	ハウスクリーニング、排水管清掃等	×	
	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	×	
	公共工事に伴う補償費の対象となる工事	×	

※店舗兼住宅は、住宅部分のみが対象。共有分は面積按分。
※集合住宅は、個人専用部分のみが対象。